

質疑に対する回答

件名: 空港グランドハンドリング業務における特定技能外国人の受入促進に係る調査

項	質問	回答
1	「(1)実態調査」のヒアリング対象となる、グランドハンドリング事業者、制度活用事業者は既に貴局より指定されている、あるいは指定する予定なのか。また、受託企業自らが調査対象となる事業者を選別するのか。	アンケート結果を踏まえ、制度を活用している事業者の中から、発注者と受注者の協議のうえ選定を行いません。
2	95空港へのアンケート調査実施に際し、受託企業の担当者自らが現地に赴き調査を実施する必要があるのか。	95空港へのアンケート調査については、現地に赴き調査を実施していただくなくても構いません。 アンケート調査の実施方法の一例ですが、「調査対象事業者に電子メールを送付」といった方法も可能となっております。 なお、現地に赴き調査を実施することを妨げるものではございません。
3	仕様書P1.2 実態調査 特定技能制度を活用している事業者5事業者以上に調査を実施するとありますが、未利用事業者への調査は対象としない形でしょうか。	未利用事業者への調査は対象とはしておりません。 未利用事業者に対する調査は、アンケート調査時に実態調査をいたします。
4	仕様書P1.2 実態調査 自社のグループ会社のグラハン事業者を調査対象企業として選定することは可能でしょうか。	全てのグラハン事業者を対象としており、アンケート調査は実施していただきます。 なお、5事業者以上へのヒアリングにつきましては、アンケート結果を踏まえ、制度を活用している事業者の中から、発注者と受注者の協議のうえ選定を行いません。
5	仕様書P3 セミナー及びマッチングイベント セミナー及びマッチングイベントの参加者確保については受託者の業務でしょうか。	参加者確保については、受託者の業務となります。 確保する人数の決めはございませんが、イベント等が開催される旨の周知等により、参加者の確保に努めていただきます。
6	仕様書P3 セミナー及びマッチングイベント 参加者確保を事業者が実施する場合、応募フォーム等の構築は必要でしょうか。	必須ではございませんが、事前に参加者の規模感を把握するために応募フォーム等による人数把握に努めていただくことが望ましいです。 具体的には、発注者と受注者の協議のうえ決定いたします。
7	仕様書P4 リーフレットの作成 リーフレット作成は、印刷・製本も業務範囲内でしょうか。その場合、現時点で予定発行部数は決まっていますでしょうか。	成果品での提出を除き、リーフレット作成については、印刷・製本は不要です。